

佐賀市社会福祉協議会

ボランティア活動助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、ボランティア団体の運営に要する経費に対し、佐賀市社会福祉協議会助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成金対象団体)

第2条 助成金の対象となる団体は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 別表1に挙げる組織に所属し、1年間以上の活動実績があること。
- (2) ボランティア活動を行なうことを主の目的として結成されていること。
- (3) 公的資金を元に運営されていないこと。

(助成額の交付額)

第3条 要綱第3条定める助成金の交付額は、一団体当たり2万円を上限とし、毎年度予算の範囲内において本会会長が定める額とする。

(助成団体の決定)

第4条 助成団体は、佐賀市社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会に諮り、本会会長が決定する。

(様式および提出期日)

第5条 要綱12条に定める書類ならびに提出期日は、別表2のとおりとする。ただし、提出書類は、総会資料に同様の記載があれば、これを提出することを認める。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行し、平成25年度分の事業から適用する。
この要領は、平成27年8月1日から施行する。

別表 1 (第2条第1項関係)

1	佐賀市福祉ボランティア協会
2	諸富町ボランティア推進協議会
3	大和町ボランティア推進協議会
4	富士町ボランティア連絡協議会
5	三瀬村ボランティア連絡協議会
6	久保田町ボランティア連絡協議会
7	東与賀町ボランティア推進協議会
8	川副町ボランティア連絡協議会

別表 2 (第5条関係)

条項	提出書類	様式	提出部数	提出期限
要綱第5条の規定による書類	助成金交付申請書	第1号	1部	別に定める
	事業計画書	任意様式	1部	
	収支予算書	第5-1号	1部	
要綱第8条の規定による書類	助成金実績報告書	第3号	1部	事業実施完了後2ヶ月以内
	事業報告書	任意様式	1部	
	収支決算書	第7-1号	1部	